

亡くなられた方の手続きについて (ご案内)

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

さて、ご遺族におかれましては、今後、様々な申請や届出が生じてくると存じます。

亡くなられた方の手続きは、その方によって必要な手続きが異なります。該当する項目をご確認いただき、それぞれの担当にご相談ください。

【区役所での主な手続き】

状況に応じて手続きや必要書類が異なる場合がありますので、詳しくは各担当へお問い合わせください。

手続きの種類	手続きの内容（□は必要書類等）	担当窓口
国民健康保険加入者	●資格喪失の手続き・葬祭費の申請 □亡くなられた方の国民健康被保険者証 □死亡の事実が確認できるもの（埋・火葬許可証等） □申請者が葬祭を行ったことが確認できるもの(葬祭費用の領収書等) ※領収書は葬祭執行者と亡くなられた方の氏名が記載されている事 □申請者の金融機関口座通帳（振込口座のわかるもの） □申請者の本人確認ができるもの	窓口サービス課(保険年金) （1階13番窓口） 電話：06-6977-9956 ※社会保険に加入されていた方は、勤務先の保険事務担当へお問い合わせください。
後期高齢者医療加入者	●資格喪失の手続き・葬祭費の申請 □亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証 □申請者の金融機関口座通帳（振込口座のわかるもの） □葬儀の領収書（領収書には葬祭執行者と亡くなられた方の氏名が記載されている事） □申請者の本人確認ができるもの	（後期高齢者医療加入者の方は除く）
児童福祉	●児童手当 資格喪失等の手続き ●医療費助成（こども医療証） □返却してください	保健福祉課(こども福祉) （2階23番窓口） 電話：06-6977-9156
ひとり親家庭福祉	●児童扶養手当 資格喪失等手続き ●医療費助成（ひとり親家庭医療証） □返却してください	
障がい者福祉	●手帳（身体・療育・精神） □返却してください ●医療費助成（重度障がい者医療、更生医療、育成医療） □医療証（受給者証）を返却してください ●自立支援給付 受給者証 □返却してください ●交通乗車証・タクシー給付券 □返却してください ●各種手当(特別障がい者・特別児童扶養手当等)資格喪失等の手続き ※扶養義務者（父母等）が亡くなった時にも必要な手続きがあります。	保健福祉課(障がい福祉) （2階24番窓口） 電話：06-6977-9857
介護保険証をお持ちの方	●介護保険証 □返却してください （亡くなられた方が単身世帯であった場合ご連絡ください。）	保健福祉課 (介護保険・高齢者福祉) （2階25番窓口） 電話：06-6977-9859
高齢者福祉	●緊急通報システム、介護用品（給付券） □返却してください ●敬老優待乗車証 □返却してください （チャージ残高がある方は手続きが必要です）	
特定疾患（指定難病）	●特定医療費（指定難病）受給者証 □返却してください	保健福祉課(保健) （2階22番窓口） 電話：06-6977-9882
公害医療手帳 被爆者健康手帳	●各種手帳 □返却してください ●遺族補償の手続き（公害のみ）	
犬を飼っている方	●登録変更の届出	保健福祉課(生活環境) （2階22番窓口） 電話：06-6977-9973

【死亡届により消除された戸籍及び住民票の発行】

【戸籍全部事項証明（戸籍謄本）】

死亡届の届出地	戸籍に記載されるまでの期間	担当窓口
本籍地に届出	お届け日からおおむね1週間程度。 ※土日祝日、連休・年末年始や混雑状況により発行まで、さらに時間がかかる場合があります。詳細は担当までご連絡ください。	窓口サービス課 （戸籍） （1階14番窓口） 電話：06-6977-9961
本籍地以外で届出	届出地より死亡届書が送付され、到着後、戸籍に記載を行いますのでおおむね2週間程度かかります。請求される前に担当までご連絡ください。	

【住民票】

死亡届の届出地	住民票に記載されるまでの期間	担当窓口
住所地に届出	開庁時間内に届出をされた場合は当日にお渡しが出来ます。 ※窓口の混雑状況や来庁時間により対応できない場合があります。	窓口サービス課 （住民情報） （1階14番窓口） 電話：06-6977-9963
住所地以外で届出	届出地より死亡届書が送付され、到着後、住民票に記載を行いますのでおおむね1週間程度かかります。請求される前に担当までご連絡ください。	

【亡くなられた方の住民票について】

他の市区町村へ転出したり、死亡などにより住民登録が消除等された住民票を「住民票の除票」といいます。

亡くなられた方の除票の写しの請求は、権利の行使や義務の履行に必要である方、国・地方公共団体に提出する必要がある方に限られており、同一世帯であった方でも、これらに該当しない方は除票の写しを請求することができません。またマイナンバー（個人番号）の記載はできませんのでご了承ください。

※ 請求される方のご本人確認書類のほかに、確認資料が必要になる場合があります。

例1) 保険金の受け取りのため亡くなった方の除票を請求する場合、請求者が受取人であることがわかる保険証書。

例2) 未支給年金の請求のため亡くなった親の除票を請求する場合、請求者が未支給年金を受け取る権利を有することがわかる書類（戸籍事項証明書（戸籍謄本）等）

【納骨・埋葬について】

納骨・埋葬については、許可証が必要となります。大阪市の区役所で死亡のお届けをされた場合、火葬許可証を発行の上、斎場で火葬を行った後に火葬済の証明印が押され返却されます。納骨される際にこの証明が必要になりますので、大切に保管願います。

【外国籍配偶者が亡くなられた日本人配偶者の方へ】

日本人配偶者の戸籍に、外国籍配偶者が死亡したことによる婚姻解消事項を記載するには、死亡届とは別に、日本人配偶者の本籍地に申出をする必要があります。

【年金の手続き】

手続きの種類	手続きの内容	手続き窓口
年金受給中	●年金受給者の死亡の手続き（支給停止） ●未支給年金の支給手続き	年金事務所 ※住所地在東成区の場合 今里年金事務所 電話：06-6972-0161 ※亡くなられた方の状況により必要書類（戸籍等）が異なりますので、詳しくは年金事務所へお問い合わせください。
年金加入中	年金加入期間等により、遺族が受け取れる場合があります。	

【その他の手続】

手続きの種類	お問い合わせ先	
税金について	所得税等	東成税務署 06-6972-1331
	固定資産税（土地）	なんば市税事務所 06-4397-2957
	固定資産税（家屋）	なんば市税事務所 06-4397-2958
	個人市民税	なんば市税事務所 06-4397-2953
	軽自動車税	なんば市税事務所 06-4397-2954
軽自動車の廃車や名義変更	軽自動車検査協会大阪主管事務所	050-3816-1840
普通自動車の廃車や名義変更	なにわ自動車検査登録事務所	050-5540-2059
相続等について	不動産の相続 不動産の所在地を管轄している法務局 【相続したことを知った日から「3年以内」に相続登記を行うことが義務化されています】	東成区の管轄は、 大阪法務局天王寺出張所 電話：06-6772-2535
	遺言や相続放棄等のご相談 大阪家庭裁判所	電話：06-6943-5321

電気・ガス・電話	口座振替の名義変更または廃止（解約）	ご加入の事業者にご確認ください。
水道	口座振替の名義変更または廃止（解約）	水道局お客様センター 電話：06-6458-1132
生命保険	保険金等の請求	ご加入の保険会社・販売所・カード会社にお問い合わせください。
新聞・クレジットカード	解約等	

令和7年6月現在で作成したものです。窓口・電話番号や手続き方法などが変更する場合があります。
大阪市東成区役所 06-6977－9986（代表）